

【資料3】B委員提出資料（私案）

第〇章 議会と議員の役割

（議会の責務）

第〇条 市議会は、行政運営に関する監視機能および政策立案機能、立法機能の充実に努め、公益の実現に努めます。

2 市議会は、積極的な情報の公開を図るとともに、市民が参加しやすい開かれた議会運営に努め、市民と共に自治の推進に努めます。

3 市議会は自らの権能と責務に関する基本的な条例を定め、市民に対し議会の役割とそのあり方を明確にするように努めます。

（市議会議員の責務）

第〇条 市議会議員は、積極的に市民の意向を把握し、市民全体のために職務を行うように努めます。

2 市議会議員は、二代表制の意義を踏まえ、行政運営に関する監視・政策立案・立法の活動に積極的に取り組みます。

第〇章 市長と行政の役割

（市長の責務）

第〇条 市長は、選挙で直接選ばれた本市の代表として、その責任の重さを自覚し、適切にリーダーシップを発揮します。

2 市長は、市政の代表者としてこの条例を遵守し、団体自治・市民自治の積極的な推進を図ります。

3 市長は、行政の広聴機能、調整機能、政策法務機能を高めて、市民の意向を政策に反映させるために、自治立法に積極的に取り組みます。

第〇章 実効性の確保

（進捗状況等の公表）

第〇条 市は、この条例の趣旨を尊重し、この条例の運用状況を常に把握し充実はかるとともに、その進捗状況を年1回公表します。

（市民自治推進会議の設置）

第〇条 この条例の円滑な推進を図り、制度の評価、監視のために市民自治推進会議を設置します。

2 推進会議は年1回、この条例に関する事項について調査、審議し、運用の是正や勧告、改正の提言をすることができます。

3 委員会は市民による公募、地方自治に関し識見を有する者のうちから市長が委嘱して委員15名以内で組織し、任期を2年以内とします。

（条例見直し）

第〇条